

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和5年8月14日(2023.8.14)

【国際公開番号】WO2021/201227

【出願番号】特願2022-512702(P2022-512702)

【国際特許分類】

C 0 8 G 6 4 / 1 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 8 G 6 4 / 0 4 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 8 G 8 1 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

G 0 3 G 5 / 0 5 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

G 0 3 G 5 / 1 4 7 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

【 F I 】

C 0 8 G 6 4 / 1 8

C 0 8 G 6 4 / 0 4

C 0 8 G 8 1 / 0 0

G 0 3 G 5 / 0 5 1 0 1

G 0 3 G 5 / 1 4 7 5 0 2

【手続補正書】

20

【提出日】令和5年8月3日(2023.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

ポリカーボネート樹脂は、機械的性質、熱的性質および電気的性質に優れていることから、様々な産業分野において成形品の素材に用いられてきた。近年、ポリカーボネート樹脂は、その光学的性質などをも併せて利用した機能的な製品の分野においても多用されている。そして、ポリカーボネート樹脂が利用される分野の拡大に伴って、ポリカーボネート樹脂に対する要求性能も多様化し、従来のポリカーボネート樹脂だけではなく、様々な化学構造を有するポリカーボネート樹脂が提案されてきている。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0081

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0081】

本実施形態において、アリル基またはアリル構造と、マレイミド基またはマレイミド構造との割合は、目標とする物性や目的とする用途に応じて適宜設定可能である。

40

マレイミド基のモル数  $M_{MA}$  に対するアリル基のモル数  $M_{AL}$  のモル比 ( $M_{AL} / M_{MA}$ ) は、0.01以上、100以下であることが好ましく、0.1以上、10以下であることがより好ましく、0.2以上、5以下であることがさらに好ましい。モル比  $M_{AL} / M_{MA}$  が0.01以上、100以下であれば、架橋が十分に進行し、耐溶剤性および機械物性が向上し易い。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0156

【補正方法】変更

50

## 【補正の内容】

## 【0156】

前記一般式(100)において、aは、前記繰り返し単位Aにおけるモル共重合比を表し、bは、前記繰り返し単位Bにおけるモル共重合比を表す。

aは、 $[Ar_{33}] / ([Ar_{33}] + [Ar_{34}])$ であり、bは、 $[Ar_{34}] / ([Ar_{33}] + [Ar_{34}])$ であり、bが0の場合も含む。 $[Ar_{33}]$ は、PC重合体中の $Ar_{33}$ で表される基を含む繰り返し単位Aのモル数を表し、 $[Ar_{34}]$ は、PC重合体中の $Ar_{34}$ で表される基を含む繰り返し単位Bのモル数を表す。

## 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

10

【補正対象項目名】0186

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0186】

本実施形態に係る有機溶剤としては、樹脂前駆体組成物などの材料の溶解性、成形後の乾燥速度、成形物への残留時の影響、および危険性(火災、または健康有害性)を考慮し、適宜選定可能である。

本実施形態に係る有機溶剤としては、環状エーテル類(テトラヒドロフラン(THF)、ジオキサン、およびジオキサランなど)、環状ケトン類(シクロヘキサノン、シクロペンタノン、およびシクロヘプタノンなど)、芳香族炭化水素類(トルエン、キシレン、およびクロロベンゼンなど)、ケトン類(メチルエチルケトン(MEK)、およびメチルイソブチルケトン(MIBK)など)、ハロゲン化炭化水素類(ジクロロメタン、およびクロロホルムなど)、エステル類(酢酸エチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソブチル、および酢酸ブチルなど)、エーテル類(エチレングリコールジメチルエーテル、およびエチレングリコールモノエチルエーテルなど)、アミド類(ジメチルホルムアミド(DMF)、およびジメチルアセトアミド(DMAC)など)、および非プロトン性極性溶媒(ジメチルスルホキシド(DMSO)など)などが挙げられる。

20

## 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0205

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0205】

電荷輸送層の形成方法としては、公知の各種の方式を使用することができるが、電荷輸送物質を本実施形態のPC重合体とともに適当な溶媒に分散または溶解した塗液組成物を、所定の下地となる基板上に塗布し、乾燥して湿式成形体として得る方法が好適である。電荷輸送層形成に用いられる電荷輸送物質とPC重合体との配合割合は、好ましくは質量比で20:80から80:20までの範囲、さらに好ましくは30:70から70:30までの範囲である。

この電荷輸送層において、本実施形態のPC重合体は1種単独で用いることもでき、また2種以上混合して用いることもできる。また、本実施形態の目的を阻害しない範囲で、他のバインダー樹脂を本実施形態のPC重合体と併用することも可能である。

40

## 【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0236

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0236】

このようにして得られる電子写真感光体は、感光層中に本実施形態に係る樹脂前駆体組成物からなる架橋樹脂をバインダー樹脂として有しているため、耐溶剤性、耐久性(耐摩

50

耗性)に優れるとともに、優れた電気特性(電子写真特性)を有しており、長期間にわたって優れた電子写真特性を維持する感光体である。そして、電子写真感光体は、複写機(モノクロ、マルチカラー、フルカラー、アナログ、デジタル)、プリンター(レーザー、LED、液晶シャッター)、ファクシミリ、製版機、およびこれら複数の機能を有する機器など各種の電子写真分野に好適に用いられる。

10

20

30

40

50